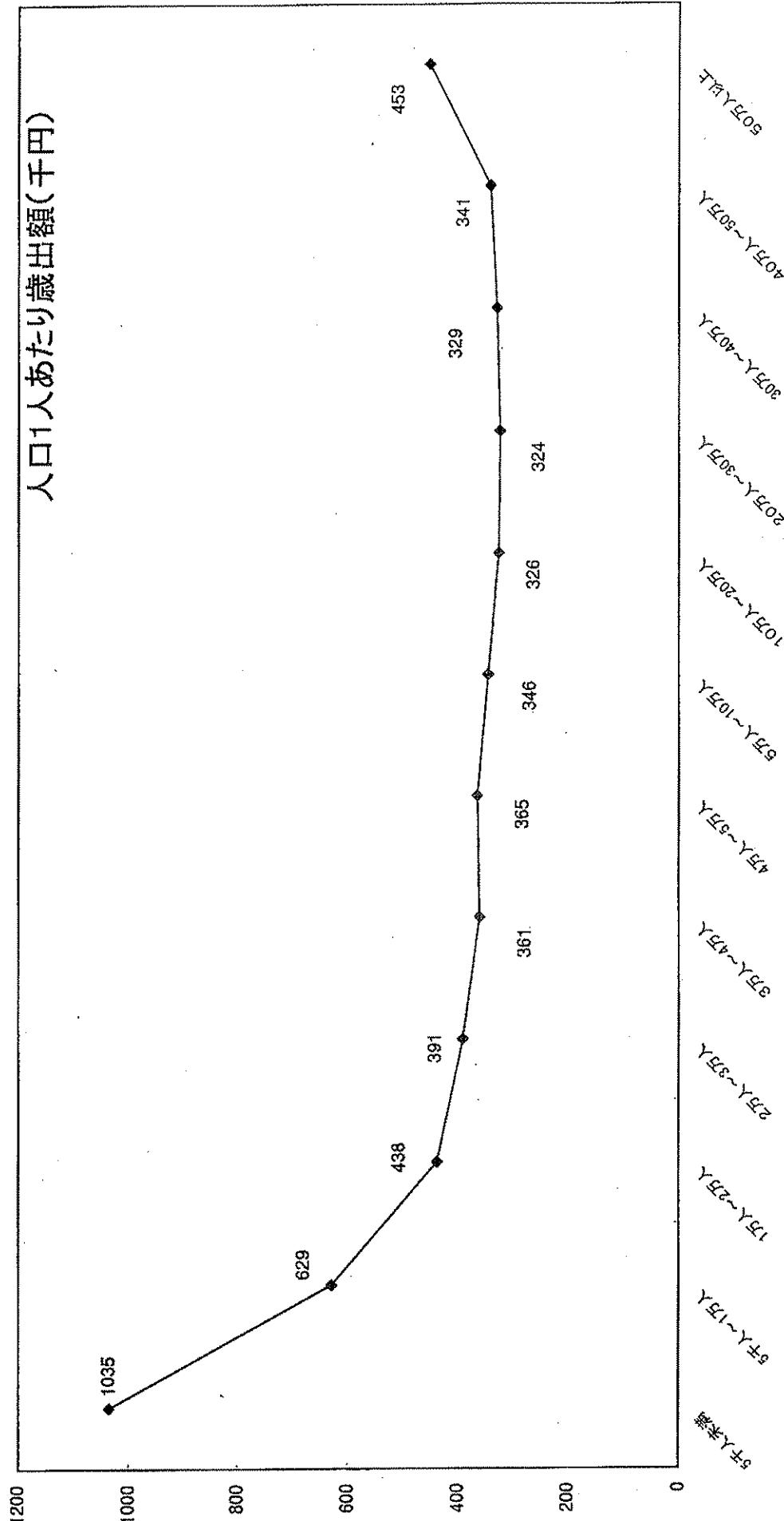


平成19年3月末現在  
住民基本台帳人口・世帯数（北海道企画振興部地域振興・計画局市町村課調）

市区町村	人 口			世帯数
	総 数	男	女	
全道	5,600,705	2,667,157	2,933,548	2,599,764
札幌市	1,874,410	887,985	986,425	920,537
中央区	199,126	90,645	108,481	113,167
北区	271,742	130,149	141,593	131,319
東区	252,586	121,631	130,955	125,875
白石区	202,795	97,617	105,178	106,758
豊平区	207,365	97,362	110,003	108,917
南区	150,055	70,948	79,107	69,990
西区	209,312	98,655	110,657	101,038
厚別区	129,872	60,737	69,135	57,428
手稲区	138,305	66,076	72,229	59,895
清田区	113,252	54,165	59,087	46,150
江別市	123,086	59,028	64,058	51,938
函館市	290,873	133,541	157,332	140,077
小樽市	139,712	63,652	76,060	67,459
旭川市	357,182	167,456	189,726	167,514
北見市	127,599	60,992	66,607	58,099
苫小牧市	173,322	84,703	88,619	78,759
帶広市	170,286	81,699	88,587	78,994
釧路市	191,407	91,188	100,219	92,227
合 計	3,447,877	1,630,244	1,817,633	1,655,604

## IX 市町村の財政分析

人口3～4万規模で約36万円、人口5千人未満では約104万円となり、およそ3倍に



(出典:「市町村別決算状況調」(平成13年度))

## 小規模な市町村ほど総務費の割合が高くなる傾向にある

### 市町村の規模別歳出(目的別)決算の状況(構成比)

市町村合計	12.8%	21.7%	10.2%	1.6%	19.7%	2.5%	13.1%	5.4%
50万以上	9.8%	42.5%	9.5%	0.7%	23.4%	1.4%	3.7%	1.6%
40万~50万	10.0%	23.1%	9.9%	1.4%	21.4%	1.7%	12.0%	9.9%
30万~40万人	13.2%	24.0%	10.6%	1.6%	20.3%	1.2%	11.0%	8.5%
20万~30万人	12.4%	22.3%	10.6%	1.5%	21.1%	1.9%	11.5%	9.1%
10万~20万人	12.7%	23.4%	10.9%	1.9%	18.9%	1.2%	10.7%	9.0%
5万~10万	13.1%	21.2%	10.1%	3.5%	19.1%	1.9%	11.2%	8.9%
4万~5万人	13.7%	20.6%	10.2%	4.7%	16.3%	2.8%	12.0%	9.3%
3万~4万人	13.0%	19.8%	9.9%	6.4%	16.8%	3.2%	11.6%	9.2%
2万~3万人	14.4%	18.2%	9.8%	7.1%	15.7%	3.3%	12.3%	9.1%
1万~2万人	15.9%	17.3%	9.4%	9.1%	13.3%	3.1%	12.4%	9.6%
5千人未満	16.0%	15.1%	8.1%	13.0%	12.7%	4.4%	14.2%	9.5%
	17.1%	14.2%	7.6%	15.5%	11.6%	9.8%	15.9%	10.4%
■ 総務費	■ 民生費	■ 衛生費	■ 農林水産業費	■ 土木費	■ 教育費	■ 公債費	■ その他	

(出典:「市町村別決算状況調」(平成13年度))

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務
- 八 障害者の自立支援に関する事務
- 九 食品衛生に関する事務
- 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務
- 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
- 十一の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
- 十二 結核の予防に関する事務
- 十三 都市計画に関する事務
- 十四 土地区画整理事業に関する事務
- 十五 屋外広告物の規制に関する事務

（中核市の権能）

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

（特例市の権能）

第二百五十二条の二十六の三 政令で指定する人口二十万以上の市（以下「特例市」という。）は、第二百五十二条の二十二第一項の規定により中核市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理することに比して効率的な事務その他の特例市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

# 地方分権改革推進委員会 第1次勧告（概要）

～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～

平成20年5月28日

## 第1章 國と地方の役割分担の基本的な考え方

- (1)「地方政府の国づくり」に向けた今次分権改革の理念と課題  
・地方政府の確立のための権限移譲  
・行政の総合性の確保  
・行政の活性化
- (2)國と地方の役割分担の見直し  
・住民に身近な行政は地方で担い、「國と地方の二重行政」を排除する観点から、現状の役割分担の類型（重複型・分担型・重層型・開与型・国事担型）に応じて國と地方の役割分担の区分けを見直し
- (3)広域自治体と基礎自治体優先の原則  
・市町村合併の進展等を踏まえ、都道府県から市町村へ権限移譲を推進

## 第2章 言語行政分野の抜本的見直し

- くらしづくり分野関係  
…幼保一元化、教育、医療、生活保護、福祉等
- まちづくり分野関係  
…土地利用（都市計画、農地等）、道路、河川等
- [別紙参照]

年度	期	主な取りまとめ	委員会発足	委員会設置期限
平成19年度	4月 5月末	第一次勧告（委員会） 中間的な考え方	（49回）	
20年度	5月 夏	第二次勧告 中間報告 出先機関見直し		
	3月末	第三次勧告 第2次勧告 新分権一括法案 分権推進計画 閣議決定 新分権一括法案 提出		

## 第3章 國と地方の権限移譲と自由度の拡大

- (1)基礎自治体への権限移譲の推進  
・64法律、359の事務権限を都道府県から市町村へ移譲  
・まちづくり分野：宅地開発や商業施設等の開発行為の許可等（市へ）  
・福祉分野：特別養護老人ホーム、保育所等の設置認可・指導監督等（市へ）  
・産業安全分野：高压ガスの製造・貯蔵・販売の許可等（市町村へ）など
- (2)補助対象財産の財産処分（転用、譲渡等）の弾力化  
・原則、10年経過後の財産処分は、国庫納付不要かつ届出報告制へ  
・10年経過前でも、災害や市町村合併等に伴う財産処分には十分配慮  
→勧告後、速やかに実施（約300以上の国庫補助金等が対象）

## 第4章 球下の重要な議題について

### (1)道路特定財源の一般財源化

- ・一般財源化の検討にあたっては、税源移譲を含め地方税財源の充実強化と地方の道路整備の自由度の拡大方策について検討すべき  
・事故発生時の報告徴収、立入検査、改善命令を幅広く都道府県に権限移譲すべき

### (2)消費者行政の一元化

- ・消費生活センターの法的位置づけを明確化、地方自治体の取組に思い切った支援措置  
・本年夏の中間報告後、第2次勧告へ

## 第5章 第2次勧告に関する議論

- (1)國の出先機関の改革の基本方向  
・二重行政の解消に向けて、國と地方の役割分担の類型に沿って、個別の事務・権限を地方移譲、本府省移管等に仕分けし、國の出先機関の廃止・縮小を検討  
・本年夏の中間報告後、第2次勧告へ
- (2)法制的な仕組みの横断的な見直し（義務付け・枠付け等）  
・國の法令による義務付け枠付けの廃止・縮小に向け、各府省に対し網羅的な調査を実施。第2次勧告に向けて見直し作業を進める。  
・地域連携の促進を含め、地方自治関係法制を見直し

## 重点行政分野の抜本的見直し(主なもの)

野分義久

- ① 幼保一元化・子ども認定こととも園制度の一本化に向けた制度改革 ..... (20年度中に結論)  
・保育所入所要件「保育に欠ける」を見直し等 ..... (20年度中に結論)  
・放課後児童対策事業の改善 ..... (21年度から実施)

② 教育  
・教職員人材確保の中核市への移譲、人事権者と給与負担者の一致の方向で検討 ..... (20年度中に結論)

③ 医療  
・基準病床数の算定方法の見直し・国の同意の廃止 (23年度までに結論)  
・国民健康保険の運営に關し、都道府県単位による広域化等を推進 ..... (21年度中に結論)

④ 生活保護  
・国と地方の協議の場を設け、制度全般について総合的な検討 (二着手) ..... (20年度中を目途に制度改正の方針性)

⑤ 福祉・公営住宅  
・福祉施設の施設設備基準及び公営住宅の整備基準について、国は標準を示し、条例による決定を可能に ..... (20年度中に緩和)

⑥ 保健所  
・所長の資格要件の緩和 ..... (20年度中に緩和)

⑦ 労働  
・離職者訓練事業の民間委託訓練に關し、雇用・能力開発機構と都道府県の役割分担を明確にした上で都道府県への移譲を検討 ..... (20年度中に結論)

(注)・**勧告事項**は速やかに実施。時期を書いてない事項は、運くも地方法権改革推進計画で実施時期を明確にして実施。

委員会は、平成20年度中に各府省の検討結果又は検討状況と結論の方向性の報告を求め、必要に応じ追加の勧告等を行う。